

第4節 参加・意見表明の機会の保障

●第24条 子どもの参加等の促進

(子どもの参加等の促進)

第24条 市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

2 施設設置管理者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

3 市民は、地域の文化・スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

本条は、子どもが、自らの生活にかかわる様々な場面で、意見を表明し、参加することが保障されることにより、子どもの健やかな成長・発達を支えることができ、また、大人とともに社会を構成するパートナーとして、札幌のまちづくりを進めることにつながるという視点から、子どもの参加等の促進を規定しています。

また、平成19年4月に施行された「札幌市自治基本条例」では、「市民が主役のまちづくり」を目指し、「情報共有」と「市民参加」を柱に、まちづくりの基本となる考え方方が示されています。同条例でも、「市民及び市は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう配慮すること」が求められており、本節に定める参加・意見表明の機会の保障の各規定は、同条例を具現化する規定でもあります。

【解説】

(1) 第1項関係

ここでは、市の責務として、市政において、子どもの意見表明、参加の機会を設けることを規定しています。

札幌市では、これまで子ども議会⁷等を開催し、市政提案の場を設けてきましたが、今後もこのような機会を提供し、市政に子どもの意見を取り入れる取組を充実させる必要があります。

⁷ 子ども議会：子ども自身が札幌のまちづくりについて考えることで、市政への参加と理解を深めるとともに、子どもの権利条約に定める意見表明権を体現する場として、平成13年度から開催している。小学校5年生から高校3年生までの約50人～70人が、10人程度の委員会に分かれて提案項目の検討を行い、子ども議会本会議において、札幌市に対して提案を行っている。

(2) 第2項関係

ここでは、育ち学ぶ施設の設置者及び管理者の役割として、施設の行事、運営等について、子どもの意見表明、参加の機会を設けることを規定しています。

例として、児童養護施設などにおける各種行事、学校における児童会や生徒会活動、クラブ活動等での意見表明や参加などが挙げられます。

(3) 第3項関係

ここでは、地域における市民の役割として、芸術文化、スポーツ活動やお祭りなど、地域における様々な場面で、子どもの意見表明、参加の機会を設けることを規定しています。

●第25条 市の施設に関する子どもの意見

(市の施設に関する子どもの意見)

第25条 市は、子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、子どもの参加について配慮し、適切な方法で子どもの意見を聞くよう努めるものとします。

本条は、児童会館、動物園、公園など、子どもが利用する市の施設の設置や運営等について、子どもの参加を配慮し、適切な方法で子どもの意見を聞くことを規定しています。

【解説】

札幌市では、子どもが利用する市の施設について、子ども自身の積極的な参加を進めています。

例えば、「わたしたちの児童会館づくり事業」として、現在、すべての児童会館・ミニ児童会館⁸に「子ども運営委員会」が設置されていますが、この「子ども運営委員会」では、利用上のルールづくりや愛称をつけるなど、子どもたちが意見を発表できる機会を増やし、地域への愛着や市民自治に対する関心を育むための取組を行っています。

今後、このような取組を、さらに様々な場面で推進していくことが必要です。

⁸ ミニ児童会館 小学校の余裕教室等に開設する児童会館の呼称。

●第26条 審議会等への子どもの参加

(審議会等への子どもの参加)

第26条 市は、子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮するよう努めるものとします。

2 前項の審議会等は、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

本条は、市が設ける附属機関⁹を始めとした審議会等について、子どもの参加、意見表明の機会が配慮されることを規定しています。

【解説】

(1) 第1項関係

ここでは、子どもにかかわる事項について審議会等を開催する場合は、可能な限り、子どもの参加について、市が配慮することを規定しています。

なお、「札幌市自治基本条例」においても、審議会等は、その設置の目的等に応じ、幅広い市民参加ができるように努めることができます。

(2) 第2項関係

ここでは、仮に、審議会等への子どもの直接的な参加が難しい場合であっても、審議会等において、アンケート調査等により、子どもの意見を聴くよう努めることを規定しています。

⁹ 附属機関：専門家や市民の意見を行政に反映させるため、審査、諮問、調査、計画策定、連絡調整等を目的として、地方自治法第138条の4第3項、第202条の3の規定により、法律又は条例に基づいて設置される機関。また、附属機関と同様の目的を持って、要綱等に基づいて設置された合議制の機関として、「類似機関」もある。札幌市では、平成21年3月現在、96の附属機関及び類似機関が設置されている。

●第27条 子どもの視点に立った情報発信等

(子どもの視点に立った情報発信等)

第27条 市民及び市は、子どもの参加の促進を図るため、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信等に努めるものとします。

本条は、子どもの参加の促進を図るため、子どもの視点に立ったわかりやすい情報発信等に努めることを、市民及び市の役割として規定しています。

【解説】

子どもが自分にかかわることに参加し、意見を表明するためには、子どもが理解を深め、自分の意見を形成し、そして、それを正確に伝えられることが必要です。

このことから、子どもの参加等を促進する立場にある市民及び市は、子どもに関する施策や取組等について、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信を行うなどの支援を行う必要があります。

本条に伴う札幌市の具体的な取組としては、市の施策・事業についての子どもにも分かりやすいパンフレット等の作成、「さっぽろ市キッズページ¹⁰」の一層の充実などが挙げられます。

¹⁰ さっぽろ市キッズページ 子どもが市役所ホームページをより利用しやすくなるよう、各局・区で作成している子ども向けページへのリンクをまとめたもの。平成20年11月に作成。子どもの権利や子ども議会についての情報のほか、札幌の自然や歴史、まちづくりを調べるページ、悩み相談のページ、学校や児童会館の案内などが含まれている。